公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 12 日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社筑豊製作所　麻生　　誠　福岡県糟屋郡新宮町大字的野字香ノ木741－１　国土交通大臣許可（般―16）第14301号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年12月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 12 日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　福東株式会社　兼安　勝介　福岡県福岡市博多区博多駅南３―20―21　国土交通大臣許可（特―20）第22956号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年１月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 12 日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ブリヂストンＩＰＷ　高木　健一　福岡県福岡市博多区博多駅東３―13―21　国土交通大臣許可（般特―19）第8563号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年１月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 12 日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社鶴崎高橋組　高橋　雅彦　大分県大分市徳島１－１－９　国土交通大臣許可（特―17）第18716号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年１月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 12 日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社増永組　松嶋　秋男　熊本県熊本市水前寺３－３―25　国土交通大臣許可（特―18）第8559号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年２月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 12 日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　横浜ゴムＭＢＫ株式会社　西浦　俊彦　福岡県福岡市中央区薬院１－７－４　国土交通大臣許可（般―17）第10768号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（防水工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年２月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 12 日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社廣瀬産業海事工業所　山下　　豊　福岡県北九州市門司区浜町２－８　国土交通大臣許可（特―18）第13296号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年３月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 12 日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大正建設株式会社　松原　政則　福岡県春日市伯玄町２―45―１　国土交通大臣許可（特―18）第15210号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年３月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 12 日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　丸福建設株式会社　谷口　明広　鹿児島県鹿児島市易居町４－３　国土交通大臣許可（特―17）第3813号